

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 8. 18

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

選挙に影響を及ぼすために印刷物などを配付・掲示する行為禁止

- ◎ 何人(なんびと)も選挙に影響を及ぼそうとするために「公職選挙法」の規定に則さない限り政党の名称や候補者の姓名を表わす張り紙、文書、録音・録画テープなどを貼付、配付、上映できません。

何人(なんびと)も選挙日前 180 日から、選挙日まで選挙に影響を及ぼそうとするために「公職選挙法」の規定に則さない限り政党または候補者を支持・推薦したり反対する内容が含まれていたり、政党の名称または候補者の姓名を現わす広告、挨拶状、張り紙、写真、印刷物や録音・録画テープその他、これと類似する物を配付・貼付・散布・上映または掲示できません。(公職選挙法 第93条)

※ 印刷物関連の禁じられている行為

祝電・お祝いカード発送

ふだん親交がない在外国民の結婚や誕生日などに政党の名称や候補者の職名または姓名を表示して祝電、お祝いカードなどを発送する行為

同窓会報・親睦団体の会報を利用した宣伝

各種同窓会や親睦団体が発行する会報に政党・候補者の支持・推薦など選挙運動に至る内容を掲載して会員たちに配付する行為

在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)が
オープンしました。